

伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドライン新旧対照表

	変更後	変更前	備考
目次	<p>(中略)</p> <p><u>4 標準的な補助要綱と各種様式・・・8</u></p> <p><u>5 具体的な補助見直し基準・・・13</u></p> <p><u>【具体的な補助要綱と各種様式】(様式) 14</u></p>	<p>(中略)</p> <hr/> <p><u>4 具体的な補助見直し基準・・・11</u></p> <hr/>	補助要綱と各種様式に関し、新設
2ページ 注釈	(削除)	<u>歳出科目 18 節…令和2年3月末までは19節となります(地方自治法施行規則の改正によるもの)。</u>	発行時には18節となっているため、削除
7ページ	<p>○ <u>補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)の整備に当たっての留意点</u></p> <p>○ <u>補助金等交付要綱(以下「補助要綱」という。)の整備</u></p> <p>・ <u>補助金執行手続きについては、地方自治法のほか、交付規則に従うこと。</u></p> <p>・ <u>補助金執行に係る共通事項は、交付規則で規定することとし、補助要綱では、補助の目的、補助対象事業、補助対象経費、</u></p>	<p>○ <u>補助金等交付規則(要綱)</u></p> <p>____の整備に当たっての留意点</p> <p>(新設)</p>	規則と要綱の位置付けを明確に区別する。

	<p><u>申請書等の様式など、個別事項について具体的に規定すること。</u></p> <p>・ <u>補助要綱の制定に当たっては、本ガイドラインで示す標準的な補助要綱を基本とすること。ただし、国や県の要綱や市の条例など、別に補助要綱の定めがある場合は、それらに従うこと。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>○ <u>執行手続に係る資料について(令和2年度申請補助金から適用)</u></p> <p>・ <u>申請に当たって、事業計画書(報告書)、収支予算書(決算書)は、例示する項目の記入を原則(様式は問わない)とし、申請者に提出を求めること。</u></p> <p>・ <u>申請受付済みの場合は、不足する必要事項の提出を求めること。</u></p>	<p>執行手続に係る資料については、次の新設の4標準的な補助要綱と各種様式に整理</p>
10 ページ	<p><u>4 標準的な補助要綱と各種様式補助要綱を制定(改定)するに当たり、標準的なひな形を示します。また、従来の補助要綱との整合性を示します。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>執行手続きに係る資料については、こちらで整理</p>

	<p><u>(1) 標準的な補助要綱と各種様式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本ガイドラインの14ページ以降に記載のある【標準的な補助要綱と各種様式】を基本とすること。ただし、国や県の補助金関連で、国や県から提示された要綱がある場合は、そちらを基本とすること。</u> <p><u>(2) 従来 of 補助要綱との整合性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>既に定められている補助要綱については、当面従来 of 要綱で対応するものとする。ただし、申請に当たって、事業計画書(報告書)、収支予算書(決算書)は、以下に例示する項目の記入を原則(様式は問わない。)とし、申請者に提出を求めること。</u> ・<u>複数年にわたり交付が継続する補助金については、補助要綱を整備すること。</u> 		
13 ページ	<u>5</u> 具体的な補助見直し基準	<u>4</u> 具体的な補助見直し基準	章ずれのため
14 ページ	<u>【標準的な補助要綱と各種様式】</u>	(新設)	以下新設